浦和特別支援学校プール開放規程

第１条　使用許可

プールは、授業および行事等の学校運営上支障のない限り、埼玉県条例・規則、および県立学校体育施開放事実施要領の規定に基づき、利用を許可することができる。

第２条　開放日及び開放時間

（１）開放は、「7 月（夏季休業中を除く）各土曜日、日曜日」、「夏季休業中」の午前１０時から１２時、午後１時から３時とする。

（２）その他、校長が認めた日時。

第３条　利用手続

利用の際、監視員に開放施設利用許可証を提示するとともに、健康チェックカードを提出し、プール利用者名簿に氏名を記載する。

第４条　利用者の責務

（１）プールの施設・設備を利用する場合、監視員の指揮･監督のもとに、県立学校体育施設開放事業の規定及びプール利用者心得を遵守し、事故防止及び施設設備の保全に努めなければならない。

（２）利用者は、設備・用具を損傷または亡失した場合は、その損害について賠償するものとする。

（３）　利用中に生じた自己の責めに帰する事故に関する責任は、利用者が負うものとする。

（４）使用者は準備ならびに使用後の整理整頓について責任をもって行い、使用に際しては監視員または本校教職員の指示に従うものとする。

（５）利用者はスポーツ障害保険等に必ず加入するものとする。

第５条　監視員の配置

プールの開放時においては、原則的に３人以上の監視員を配置するものとする。

第６条　監視員の職務

（１）開放にあたって、プールの解錠とともにプール内の安全の確認を行う。

（２）利用者の入場の際、許可証を確認の上、プール利用者名簿に氏名を記入させる。

（３）利用者に対して、適正な利用の指導･監視を行う。

（４）２時間の開放時間の中、５０分毎に１０分間の休憩時間をとらせる。
（５）水温、気温の測定を行い、プール管理指導日誌に記入する。
（６）水質検査は、開放開始前と１時間後の２回行い記入する。
（７）利用後の整理整頓を指導する。
（８）緊急な事態が生じたら、応急処置を行い、関係機関と学校に連絡する。
（９）施錠の前に、火気等を点検し、プール管理指導日誌をつけ学校に提出する。
(10) 事前に、救急蘇生法の講習を受講するとともに、機器の操作方法を確認する。
(11) その他プール使用者心得に関すること。

第７条　利用の禁止

次の者については、プールの利用を禁止する。
（１）伝染性の疾患（感冒、結膜炎等)、その他の病気のため、プールの利用も適さない者。
（２）他人に迷惑となる行為をしたり、危険な利用行為をする恐れのある者。
（３）監視員の指示に従わない者及び利用者心得を守らない者。
（４）入水を目的としない者。
（５）その他校長が不適当と認めた者。

第８条 鍵の管理

プールの利用を許可された場合、監視員は所定の箱からプールの鍵を借り解錠し、使用後は、施錠を確実に行い、使用後直ちに返却する。

付則　本規程は、平成１１年４月１日より施行する。
付則　本規程は、平成２３年７月１日より施行する。
付則　本規程は、平成２４年２月１日より施行する。
付則　本規程は、平成３１年４月１日より施行する。